



目 次	ページ
告 示	
○中芸広域連合の規約の変更の許可 (市町村振興課)	1
○こうち人づくり広域連合の規約の変更の許可 ( " )	1
○県統計調査の実施 (2件) (統 計 課)	1
◎告示 (地方卸売市場の開設者及び告示の廃止) の一部改正 (地域農業推進課、合併・流通支援課)	1
◎告示 (地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止) の一部改正 ( " )	2
◎告示 (水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定) の一部改正 (2件) (環境対策課)	2
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○公共測量の終了の通知 (3件) ( " )	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 ( " )	3
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (2件) (4・10掲示)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (税 務 課)	3

告 示

高知県告示第269号

中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年3月26日付けで許可した。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第270号

こうち人づくり広域連合から申請があったこうち人づくり広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年3月28日付けで許可した。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第271号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
高知県工業統計補完調査
- 調査の目的  
県内における従業者3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興対策等の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
高知県全域
  - 単位  
事業所
  - 属性  
日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）のうち、従業者3人以下の事業所
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - 報告を求める事項
    - 事業所の名称、所在地及び電話番号
    - 従業者数
    - 開設時期
    - 原材料等金額
    - 品目別製造品出荷額
    - 加工賃収入額
    - その他収入（事業外収入を除く。）額
  - その基準となる期日  
平成24年12月31日現在（一部の項目については、同年1月1日から同年12月31日まで）
- 報告を求める者
  - 数  
1,200事業所（概数）
  - 選定方法  
全数
- 報告を求めるために用いる方法
  - 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
  - 調査方法  
調査員調査
- 報告を求める期間  
平成25年4月下旬から同年6月30日まで

高知県告示第272号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
高知県県外観光客動態調査
  - 調査の目的  
県内の観光地（以下「観光地」という。）においてアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめて観光客の動向把握及び分析を行い、観光施策の基礎資料とするため。
  - 調査対象の範囲
    - 地域  
観光地
    - 単位  
人
    - 属性  
10地点の観光地を訪れた観光客
  - 報告を求める事項及びその基準となる期間
    - 報告を求める事項
      - 居住都道府県、年齢及び性別
      - 宿泊地及び宿泊日数
      - 旅行の目的
      - 旅行のきっかけ
      - 旅行の手配方法
      - 旅行形態
      - 調査地点への訪問回数
      - 高知県への訪問回数
      - 移動経路及び移動手段
      - 旅行費用
    - その基準となる期間  
平成25年4月下旬から平成26年3月31日まで
  - 報告を求める者
    - 数  
4,000人
    - 選定方法  
観光地を訪れた観光客から無作為に抽出する。
  - 報告を求めるために用いる方法
    - 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
    - 調査方法  
調査員調査
  - 報告を求める期間  
平成25年4月下旬から平成26年3月31日まで
- 高知県告示第273号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により平成25年3月31日をもって地方卸売市場すくも湾漁業協同組合を廃止することを許可したので、平成23年4月高知県告示第236号（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

表の14の項を削る。

**高知県告示第274号**

高知県卸売市場条例（昭和46年高知県条例第39号）第7条の規定により平成25年3月31日をもって地方卸売市場すくも湾漁業協同組合において行っていた卸売の業務を廃止する旨の届出があったので、平成23年4月高知県告示第237号（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

表の17の項を削る。

**高知県告示第275号**

昭和50年8月高知県告示第469号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

「並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第1条」を削る。

別表を次のように改める。

**別表**

水域	該当類型	達成期間	備考
奈半利川（全域）	A	ア	土佐湾
安田川（全域）	AA	ア	東部関
伊尾木川（全域）	AA	ア	連水域
安芸川（全域）	AA	ア	
桜川（全域）	B	ア	須崎湾
押岡川（全域）	B	ア	水域
須崎港及び野見港（別記1の水域）	海域B	ア	
須崎港（別記2の水域）	海域A	ア	
松田川（愛媛県境より下流全域）	A	ア	宿毛湾
篠川（愛媛県境より下流全域）	A	ア	水域
伊与野川（全域）	A	ア	
福良川（全域）	A	ア	

宿毛湾湾奥部（別記3の水域） 宿毛湾（別記4の水域）	海域B 海域A	イ ア	
樽原川（全域）	A	ア	渡川水域

注 1 「該当類型」欄中「海域」の表示のあるものは環境庁告示別表2の海域の表の類型を、その他は同表の河川の表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

(1) 「ア」は、直ちに達成を示す。

(2) 「イ」は、5年以内で可及的速やかに達成を示す。

別記を次のように改める。

**別記**

1 須崎市須久東鼻南端と戸島西南端とを結んだ線、戸島南端と中ノ島西南端とを結んだ線、中ノ島西南端と蜂ヶ尻南端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（須崎港及び野見湾）

2 高岡郡中土佐町青木崎先端から須崎市久通観音崎先端に至る陸岸の地先海域であって須崎港及び野見湾に係る部分を除いた海域（須崎港）

3 宿毛市池島燈台と大島西端とを結んだ線、大島西端と幡多郡大月町白浜西北端の鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（宿毛湾湾奥部）

4 宿毛市藻津の愛媛県境から幡多郡大月町浅落崎に至る陸岸の地先海域であって宿毛湾湾奥部に係る部分を除いた海域（宿毛湾）

**高知県告示第276号**

昭和52年4月高知県告示第225号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

「公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び第2項」に改める。

別表を次のように改める。

**別表**

水域	該当類型	達成期間	備考
羽根川（全域）	AA	直ちに達成	国定公園
野根川（徳島県境から下流全域）	AA	直ちに達成	水域室戸
芸東海域（別記の水域）	海域A	直ちに達成	阿南海岸

注 「該当類型」欄中「海域」の表示のあるものは環境庁告示別表2の海域の表の類型を、その他は同表の河川の表の類型を示す。

別記を次のように改める。

**別記**

室戸市羽根岬から安芸郡東洋町甲浦の徳島県境に至る陸岸の地先海域

**高知県告示第277号**

国土交通省国土地理院長から平成24年7月高知県告示第475号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第278号**

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成24年11月高知県告示第673号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第279号**

大月町長から平成24年9月高知県告示第590号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第280号**

宿毛市長から平成25年1月高知県告示第57号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第281号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 川登中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市佐田字荒平山3065番20から 四万十市佐田字荒平山3065番75まで	前	13.0	20
		14.5	
四万十市佐田字荒平山3065番20から 四万十市佐田字荒平山3065番19地先まで	後	14.0	20
		22.0	

高知県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川登中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市佐田字荒平山3065番20から 四万十市佐田字荒平山3065番19地先まで	20	平成25年4月16日

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成25年5月1日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成25年4月10日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類  
平成25年3月21日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名  
南国市伊達野字立岩673番の土地の所有者  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明。ただし、登記簿上の住所  
高知市中島町31 藤田 益太郎

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成25年5月1日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成25年4月10日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類  
平成25年3月21日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名  
南国市田村字宮スズレ甲872番の土地の所有者  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 田中 善助

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高知県税務総合システム開発等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
822,362,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため